平成２９年（フ）第６１号
愛知県岡崎市小針町字松山27番地　11寮28号室、前住所宮崎県延岡市古城町４丁目576番地１
債務者　宇田須英彰
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前11時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１２号
東京都八王子市下恩方町1748番地１グローブ武田ビル203号
債務者　林　　茂
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２７号
東京都杉並区阿佐谷北５丁目32―８
債務者　寺地　裕子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月13日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６２０号
東京都品川区南品川５丁目６―２―603、前住所東京都江東区辰巳２丁目１番Ｋ８―206号
債務者　池田　太郎
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月13日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１６６号
東京都足立区花畑３丁目９―５―301
債務者　木幡　吉孝
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月13日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３８号
東京都日野市西平山５丁目９番地の23
債務者　大西　　藍
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３９０号
東京都青梅市新町４丁目16番地の５コーポ青梅
債務者　渡邉　あや
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８８号
静岡県浜松市中区萩丘１丁目７番10号ライトアップ萩丘１番館208
債務者　飯田　隆夫
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
静岡県袋井市広岡1700番地の12　クラスターＡ　203号室
債務者　三上　富男
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１２３号
静岡県浜松市北区引佐町渋川4224番地
債務者　宮本　　正
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４号
島根県益田市元町25番３号
債務者　藤井　　泰
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第２４号
栃木県足利市堀込町2556番地　セレッソ・コート503号
債務者　栗原　勝三
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第３０号
栃木県佐野市黒袴町991番地　熊倉アパート、前住所栃木県宇都宮市大谷町798番地
債務者　今泉　京子（旧姓糸井）
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第３４号
栃木県佐野市天神町723番地
債務者　新保　壽子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部